

2025年2月12日
株式会社USEN TRUST

令和7年2月4日からの大雪にかかる 災害により被害を受けられた皆さまへ

令和7年2月4日からの大雪により被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、テナント家賃保証 カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

テナント家賃保証 カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
福島県	会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町	2月7日
	岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町	2月9日
	郡山市	2月10日
新潟県	長岡市、東蒲原郡阿賀町	2月7日
	十日町市、魚沼市	2月9日
	上越市、中魚沼郡津南町	2月10日
	妙高市	2月12日